事業形態による輸送方法の違い

事業の種類	主な対象および基本的な輸送形態	リスク要因から見た特徴
一般貨物運送事業	**大型貨物、配送先が限られる大量（ロット）貨物、バラ積み貨物などが主な対象** 通常、出荷主から受荷主に貨物が直送される。陸上貨物輸送の多くがこれに該当する	○ 専用輸送として一人のドライバーが集荷から配達まで受け持つ ○ 基本的に混載とならない ○ 積み替えがない ○ 工業原料、生鮮食料品などの特定の貨物が中心で、荷主との相対関係が強い
特別積合せ貨物運送事業＊	**主として小口・高頻度輸送貨物が対象** 貨物を一旦自社ターミナルに持ち帰り、そこで大型トラックに積み替え目的地近辺のターミナルに運び、更にそこで別のトラックに積み替え受荷主に配達する	○ 専用輸送ではなく、他の荷主の貨物と混載（積み合わせ）される ○ 積替機会が多い ○ 複数の人の手・トラックを介して輸送が行われる ○ 運送会社のターミナルでの仕分けに自動仕分機が利用されるケースも多い
軽貨物運送事業	**ごく少量の貨物が主な対象** 一般運送事業と同様、出荷主から受荷主に貨物が直送される	一般運送事業と基本的に同じ